

入札説明書

1 入札内容

(1) 公告日

令和6年7月12日（金）

(2) 調達物品

レブラミドカプセル 5m g 他医薬品 3点 単価契約

(3) 業務の概要

令和6年10月1日から令和7年9月30日までに使用する医薬品の調達について実施する。

(4) 規格、数量等

別紙1－2「仕様書内訳表」のとおり。

(5) 納入場所

岡山市北区北長瀬表町三丁目20－1 岡山市立市民病院

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 入札保証金 要

(8) 契約保証人 1人

(9) その他

契約書は作成するものとし、医薬品目ごとに単価契約を締結する。

2 入札方法等に関する事項

(1) 入札回数は、1回までとする。

(2) 入札参加者は、入札金額を別紙2－2「入札金額内訳書」（以下、「入札金額内訳書」という。）に記載し、表紙に別紙2「入札（見積）書」（以下、「入札書」という。）を添付のうえ袋とじにし、割り印を押すこと。入札書及び入札金額内訳書を封筒に入れて封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び開札日及び調達件名につき朱書して公告において指定した日時及び場所へ提出しなければならない。

(3) 入札金額内訳書に記載する入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で、契約希望単価（消費税抜き）を記載すること。

(4) 採用の決定方法は、1品目ごとに、法人が設定する消費税抜き許容価格範囲内かつ最低額を提示した業者の入札金額を採用とし、契約希望単価を契約単価とする。

なお、入札金額内訳書には、各業者において取扱可能な医薬品のみ入札金額等を記載し、それ以外の医薬品については空欄で提出すること。

- (5) 落札者の決定に当たっては、入札金額内訳書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額内訳書に記載すること。
- (6) 契約希望単価については、1包装単位当たりの金額（税抜き）を記載すること。
- (7) 入札に際して、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター契約規程（令和2年4月1日施行。以下「契約規程」という。）を遵守すること。

3 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告において指定した日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 開札は、入札参加者の立ち合わせは行わない。ただし、入札に関係のない職員を立ち合わせて行うこととする。
- (3) 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、申請書等に基づき参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行うまでもなく、第4項第1号から第7号のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (4) 入札執行者は、前項により無効となった入札書を除いた入札書のうち消費税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は、低い価格で入札書を提出した者から順に交渉を行うことがある。
- (5) 交渉権者となるべき同一価格で入札した者（以下「同一価格入札者」という。）が、2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を定める。
- (6) 談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (7) 前号による場合のほか、契約規程第13条に規定する契約責任者が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。
- (8) 第5号又は第6号に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類は無効とする。
- (9) 入札の中止等に伴う損害賠償については、その責めを負わないものとする。

4 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印及び日付がない入札
- (4) 金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札事項について、同一人が同時に2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 明らかに不正によると認められる入札
- (7) その他契約規程又は契約責任者が定める入札条件に違反してなされた入札

5 入札の失格に関する事項

参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する方法以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、岡山市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他契約責任者が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

6 参加資格の確認に関する事項

- (1) 有効入札書を提出した者のうち最低の価格の入札書を提出し参加資格の有無の確認を行う対象者（以下「確認対象者」という。）となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認申請書及び添付書類（以下「確認申請書等」という。）は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。

添付書類 ①別紙3「一般競争入札参加資格確認申請書」

②医薬品卸売販売業許可証の写し

③別紙4「誓約書」

- (2) 確認申請書等の提出方法

受付場所へ持参すること。

*受付は窓口受付のみとする。窓口受付時には確認申請書等の内容確認は一切行わない。

- (3) 確認申請書等受付期限

令和6年8月26日（月）午後5時まで

*岡山市の休日を定める条例に規定する休日を除く平日午前8時30分から午後

5時までを受付時間とする。

(4) 確認申請書等受付場所

岡山市北区北長瀬表町三丁目20-1 岡山市立市民病院 1階 用度課

(5) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に記載された開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。

(6) 確認を行った結果、参加資格を有する者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

(7) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。

7 落札者の決定に関する事項

契約責任者は、第6項に基づく確認により、参加資格を有すると認めた者を落札者として決定する。なお、落札者は法人が必要と認める場合を除き、落札者として決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、入札金額が消費税抜き許容価格の100分の75未満の額であった場合は、落札の決定を保留し、調査を行うものとする。

8 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

(1) 落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。

(2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

(3) 入札結果について、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「法人」という。）ホームページにおいて公表する。

法人ホームページURL (<https://okayama-gmc.or.jp/>)

9 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、入札金額（入札金額内訳書に記載の単価に当該入札において示した年間予定数量を乗じて得た金額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際、納付するものとする。

ただし、契約規程第7条の規定（保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者、又は契約規程第2条の資格を有しており、過去3年の間に、法人との間で締結した契約を履行しないこと、法人から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき）に該当する者は免除する。入札保証金の納付が免除に該当する者は別紙5

「入札保証金免除申請書」を入札開札日の１０日前までに受付場所へ持参すること。

１０ 契約保証人

契約規程第３２条に基づき、法人での継続的な物品供給実施の観点から業務代行可能な契約保証人を１人設定すること。

１１ 発注、納品及び支払条件について

- (１) 納品は、法人が指定する場所に直接配達すること。
- (２) 医薬品卸業者が提出する納品伝票等の書類は、可能な限り医薬品卸事業者の納品伝票等で対応することとする。
- (３) 代金の計算方法は、数量が確定した段階において、契約単価に確定数量を乗じた額に１００分の１１０を乗じて得た額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

１２ 契約価格、発注数量の変更

(１) 薬価改正等に伴う変更契約

本入札に係る契約締結後において、薬価改定等により市場価格に変更があった場合は、価格の見直しを行うことがある。

(２) 発注数量の変更

本入札に係る契約締結後における発注数量については、診療内容や採用品の変更、社会情勢等により、予定数量に関わらず変動するものである。そのため、入札単価の設定に当たっては、この点を十分考慮し設定すること。

１３ 質問書の提出

(１) 質問書の受付期限及び方法

令和６年７月２５日（木）正午までに、電子メール又はファクシミリの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。
質問は公告における別紙６「質問書」を使用すること。

<提出先>

岡山市立市民病院 用度課

FAX 086-737-3014

E-mail shimin_youdo@okayama-gmc.or.jp

(２) 質問回答及び同等品申請回答の掲載期間及び方法

令和６年７月３０日（火）午後３時から法人ホームページに掲載する。

ただし、質問がない場合は掲載しない。

法人ホームページURL (<https://okayama-gmc.or.jp/>)

1 4 その他

この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規程に定めるところによる。

1 5 問い合わせ先

〒700-8557岡山市北区北長瀬表町三丁目20-1

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター

岡山市立市民病院

用度課 課長補佐 焰硝岩 悟

電話 086-733-3000（内線 2104）

FAX 086-737-3014

E-mail shimin_youdo@okayama-gmc.or.jp